

News Release

西日本シティ銀行



2018 年 6 月 19 日

「平成 30 年大阪府北部を震源とする地震」により被害にあわれた お客さまへの預金払い戻し等の対応について

このたびの平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震で被害にあわれたお客さまの預金払い戻し等について、下記のとおり対応を行いますので、お知らせします。

記

1. 預金の通帳・証書・お届け印等をなくされた場合でも、ご本人様の確認を行ったうえで、お支払いに応じますのでご相談ください。
2. 定期預金等の期限前払戻につきましても、応じますのでご相談ください。また、これを担保とするお借入につきましても適宜ご相談ください。
3. このたびの災害による障害の為、支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討しますのでご相談ください。
4. このたびの災害による手形・小切手の不渡・取引停止処分、また、電子記録債権の支払不能・取引停止処分等についても、ご事情によって対応を検討しますのでご相談ください。
5. 損傷・汚損した日本銀行券や貨幣の引換えに応じます。
6. 国債をなくされた場合は、お取扱についてご相談ください。
7. このたびの災害の復旧、応急資金等の各種ご融資は、窓口にご相談ください。
8. 罹災証明書のご提示をお願いするお取扱いについても、自治体における罹災証明書の交付が遅延している場合には、対応を検討しますのでご相談ください。

以 上

本件に関するお問合せ先
事務統括部 照山・福田 TEL092-476-2353